

第2 視覚障害

問1.

2歳児で、右眼摘出による視力0、左眼視力測定不能（瞳孔反応正常）の場合、幼児の一般的な正常視力(0.5～0.6)をもって左眼視力を推定し、両眼の視力の和を0.5～0.6として6級に認定することは可能か。

答1.

乳幼児の視力は、成長につれて改善されるのが通常であり、この場合の推定視力は永続するものとは考えられず、6級として認定することは適当ではない。

障害の程度を判定することが可能となる年齢(概ね満3歳)になってから、認定を行うことが適当と考えられる。

問2.

片眼の視力を全く失った者でも、他眼の矯正視力が0.7以上あれば視力障害には該当しないが、片眼の視野が全く得られないことから、視野の1/2以上を欠く者として視野障害として認定できるか。

答2.

視野の1/2以上を欠く者とは、片眼ずつ測定したそれぞれの視野表を重ね合わせた上で面積を算定するため、片眼の視力0をもって視野の1/2以上の欠損としては取り扱わないこととなっており、この場合はいずれの障害にも該当しないと判断することが適当である。

問3.

視力、視野ともに認定基準には該当しないが、脳梗塞後遺症による両眼瞼下垂のため開眼が困難で、実効的視力が確保できない場合はどのように取り扱うのか。

答3.

眼瞼下垂をもって視覚障害と認定することは適当ではない。

問4.

外眼筋麻痺等による斜視により、両眼視が不可能な場合は、認定基準の「両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を0として取り扱う」との規定を準用し、両眼視のできない複視と同様に捉えて障害認定を行ってよ

いか。

答 4 .

両眼視のできない場合を、全て複視と同様に扱うことは適当ではないが、明らかな眼位の異常等により両眼視ができない場合は、複視と同等に取り扱って認定することは可能である。

問 5 .

認定基準には、「両眼の視野が 10 度以内」とは、求心性視野狭窄の意味であり」と記載されているが、これは、視野が 10 度以内でなければ、求心性視野狭窄ではないということか。

答 5 .

求心性視野狭窄の判断は、一般的に、視野が周辺からほぼ均等に狭くなる等の所見から、診断医が総合的に判断するものであり、視野が 10 度以内のもの限定しているものではない。

認定基準上の求心性視野狭窄は、原因疾患にかかわらず、上記により診断医が求心性視野狭窄が認められると判断した場合で、かつ、視野の測定にゴールドマン視野計を用いる場合には、I / 4 の視標による測定の結果、両眼の視野がそれぞれ 10 度以内である場合を対象としている。

問 6 .

視野障害の認定について、次のような中心視野の判断を要するような事例の判断について、

ア. 中心視野を含めた視野全体について、I / 2 の視標のみを用いて測定した結果で申請が出ているが、どのように判断すべきか。

イ. 矯正視力が右 0.7、左 0.3 の者で、I / 4 の視標を用いた視野表では、左右とも 10 度以内で視野障害 3 ~ 4 級程度と認められるが、I / 2 の視標を用いた中心視野表では、視標そのものが見えず、視能率による損失率 100 %となる場合は、視野障害 2 級として認定して差し支えないか。

ウ. 求心性視野狭窄とは認められないと診断医は判定しているが、I / 2 及び I / 4 の視標を用いて測定すると、いずれにおいても視野が 10 度以内となる場合は、どのように認定するのか。

答 6 .

認定基準における視野の測定は、求心性視野狭窄が認められる場合、ゴールドマン視野計を用いる場合には、まず I / 4 の視標を用いて周辺視野の測定を行い、I / 4 の視標での両眼の視野がそれぞれ 10 度以内の場合は、I / 2 の視標を

用いて中心視野の測定を行い、視能率の計算を行うこととしている。

従って、

ア．視野障害の判断については、I/4の視標による周辺視野の測定が不可欠であり、I/2の視標による計測結果のみをもって判断することは適当でない。

イ．本事例については、まず求心性視野狭窄と認められるか否かについて診断医に確認が必要である。

その上で、求心性視野狭窄と認められ、I/4の視標による視野がそれぞれ10度以内であり、中心視野についてI/2の視標を用いて測定した場合の視能率による損失率が100%であれば、中心視力があっても2級相当として認定することが適当と考えられる。

ウ．本事例については、診断医が求心性視野狭窄とは認められないとしていることから、I/4の視標での測定結果が10度以内ではあるが、「両眼による視野の2分の1以上が欠けている者」として、5級に該当するものと考えられる。